特定建設作業等実施届出に必要な書類

１． 特定建設作業実施届書

・ 一種の届出書ごとに、2 部ずつご用意願います。（１部は御社の控えになります）

２． 付近見取図（住宅地図等で構いません）

３． 工事工程表（特定建設作業の工程を明示したもの）

４． 作業場の概略図（任意）

５． 使用機械のカタログコピー（任意）

以上５点を特定建設作業の開始の日の７日前までに熊谷市役所江南庁舎２階環境政策課へ提出してください。

旧妻沼町地内で工事を実施する場合は、妻沼行政センター地域振興係への提出となりますので、ご注意ください。

なお、既に工事が着工済みで未届出であった場合は、遅延理由書

（任意様式）の提出をお願いいたします。

熊谷市 環境政策課 公害対策係

電話 048-536-1548